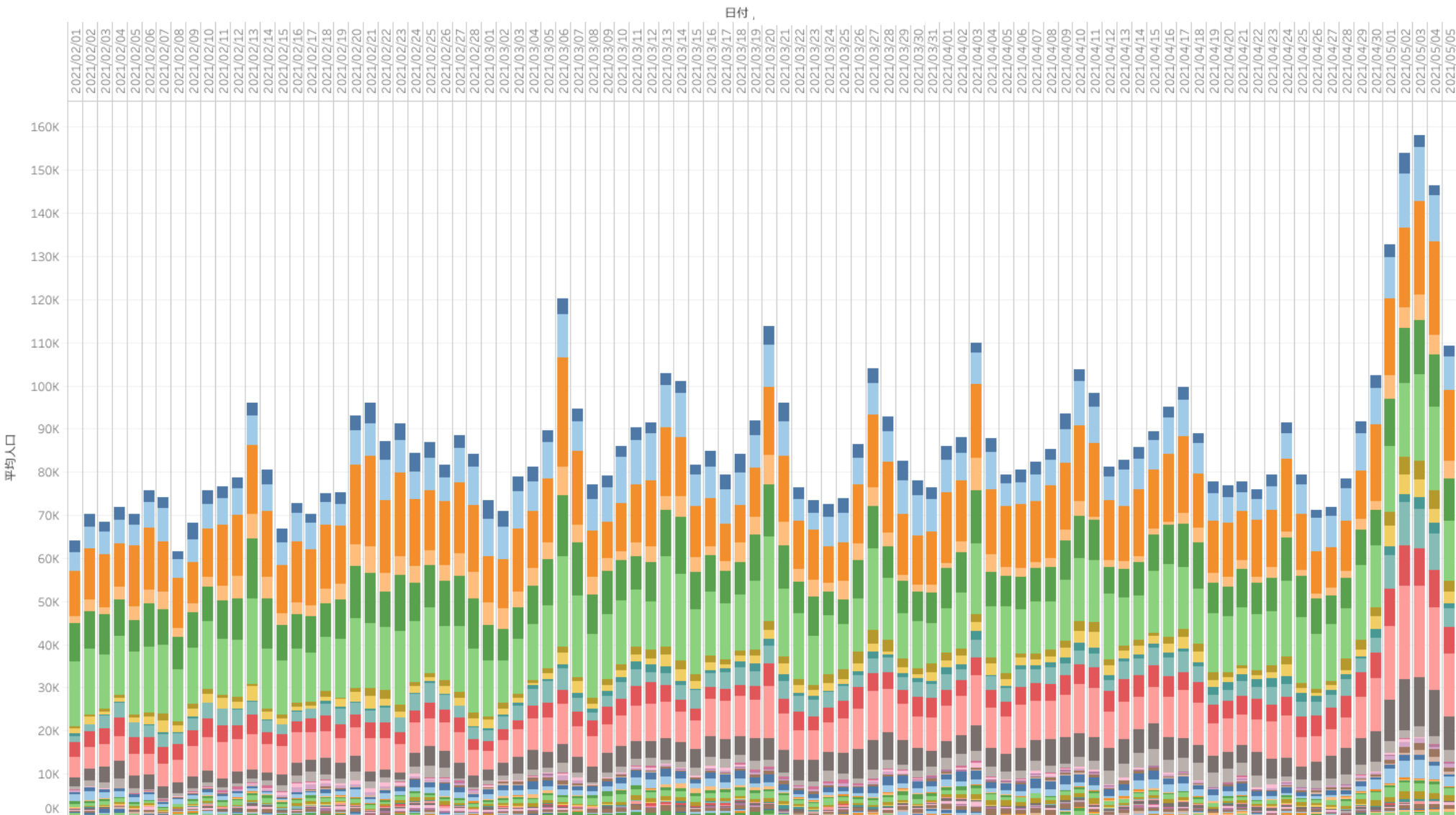


人流等の動向について

他都道府県からの来県状況

出典: (株) Agoop

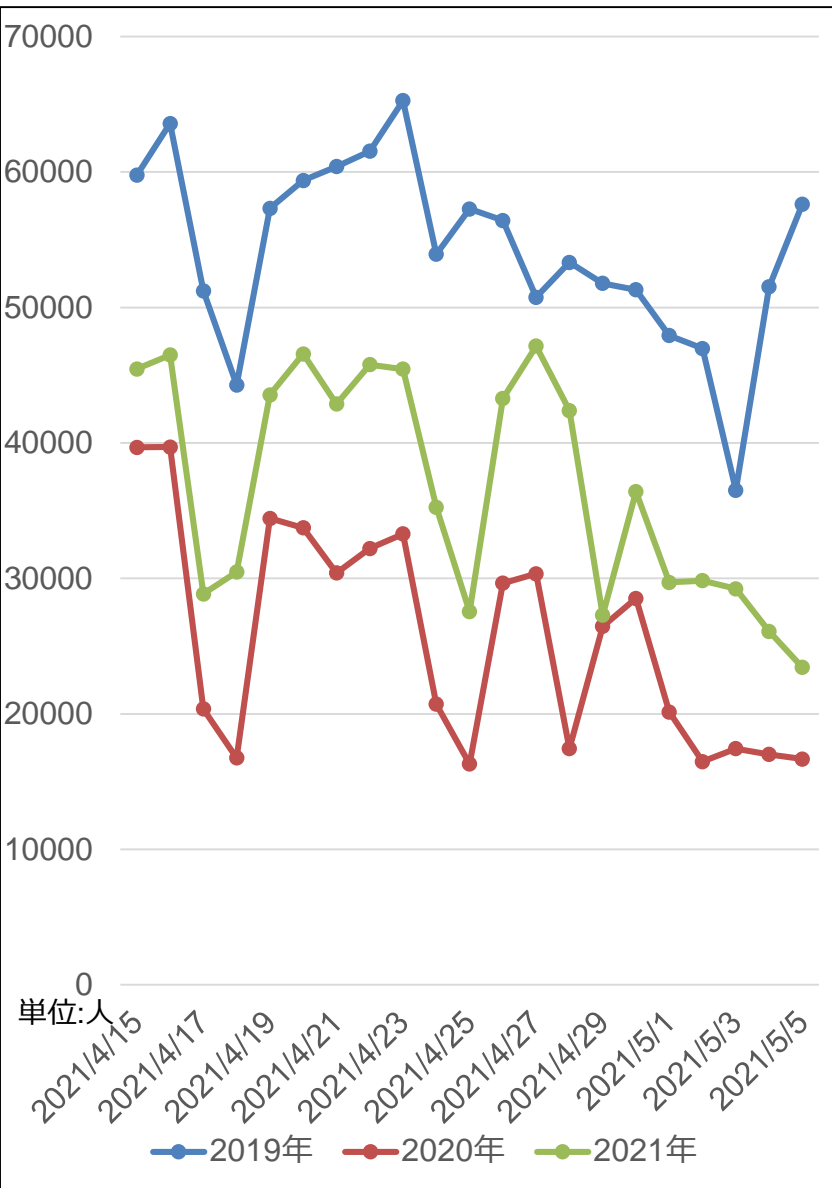
日付
2021/02/01 ~ 2021/05/05



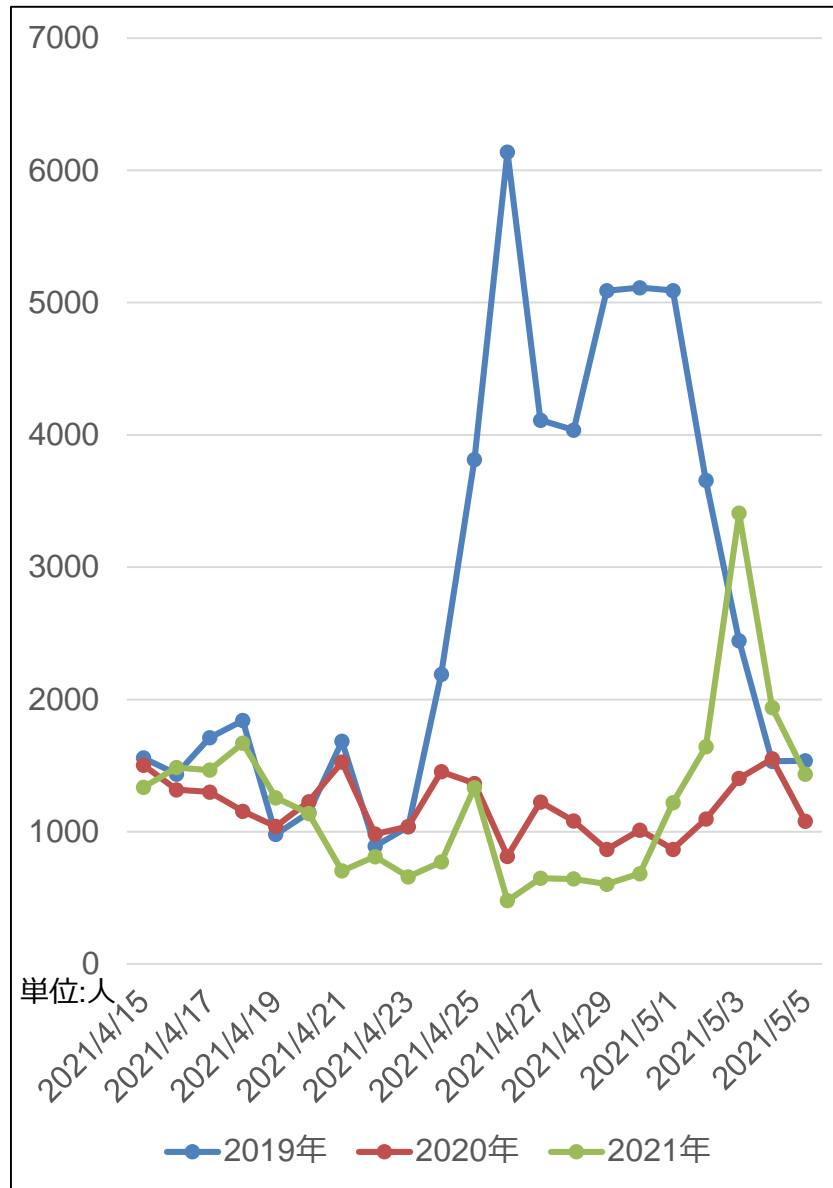
県内3地点の人流（2019年～2021年3年間比較・同曜日）

出典: (株) Agoop

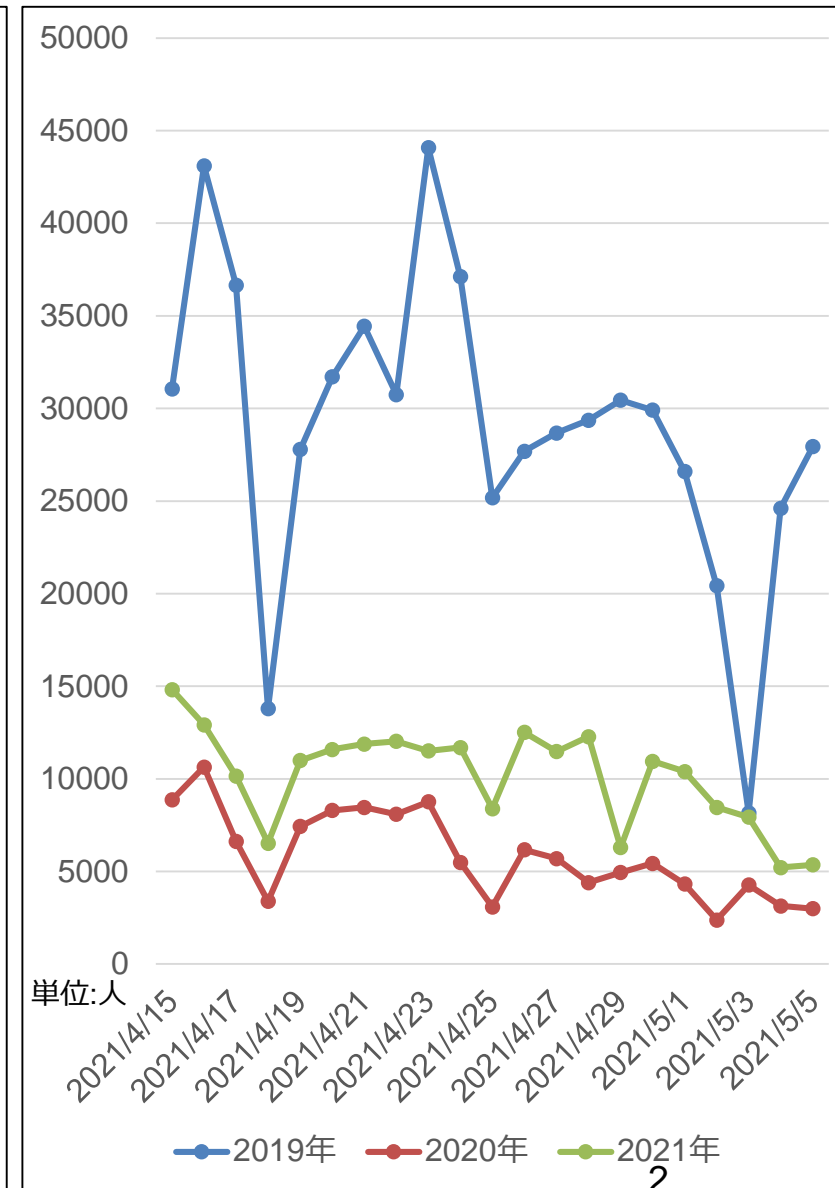
仙台駅周辺



松島海岸駅周辺

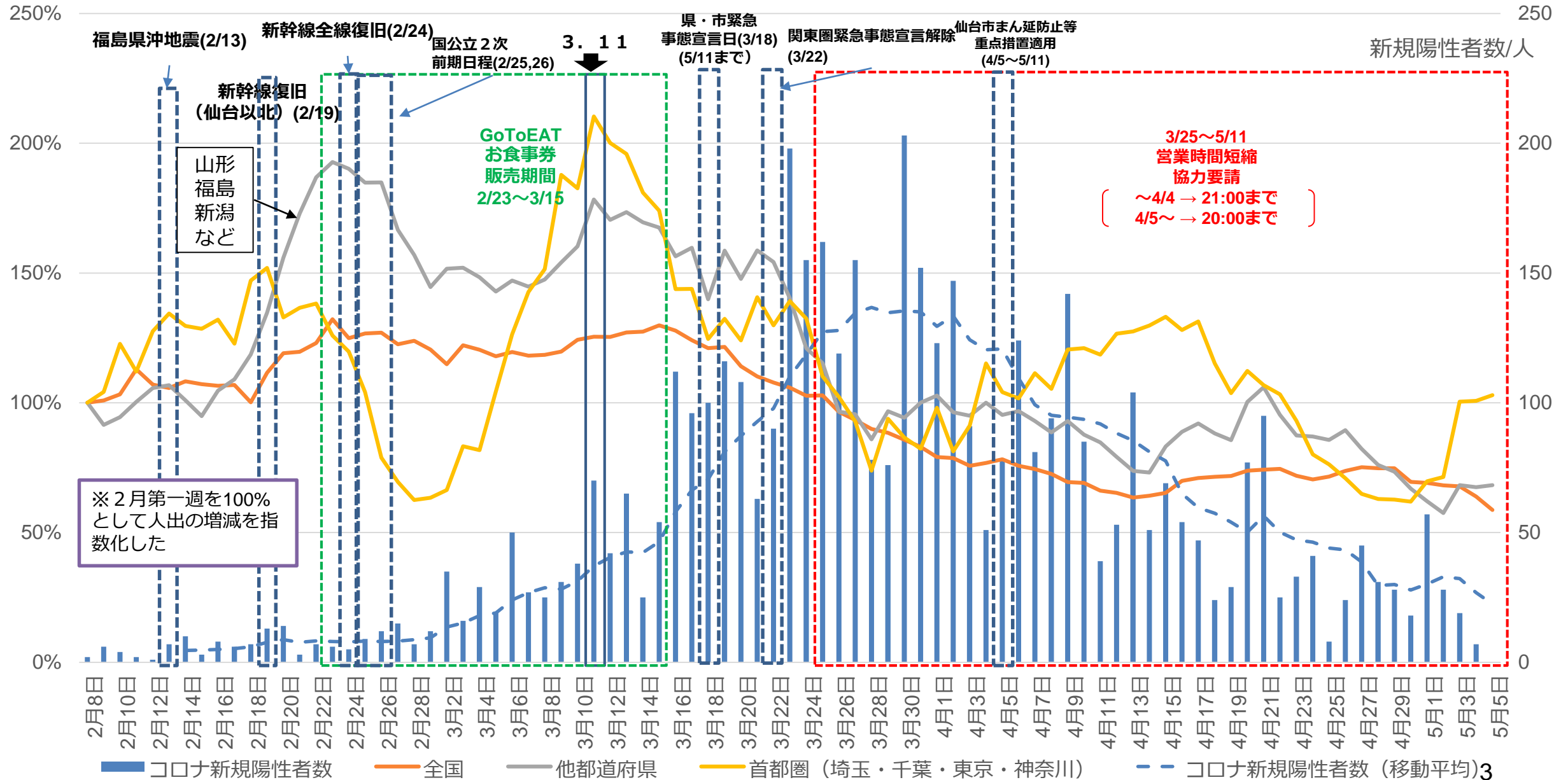


国分町周辺（夜間）



国分町夜間の人流（指数）と新型コロナ新規陽性者数（7日間平均）比較

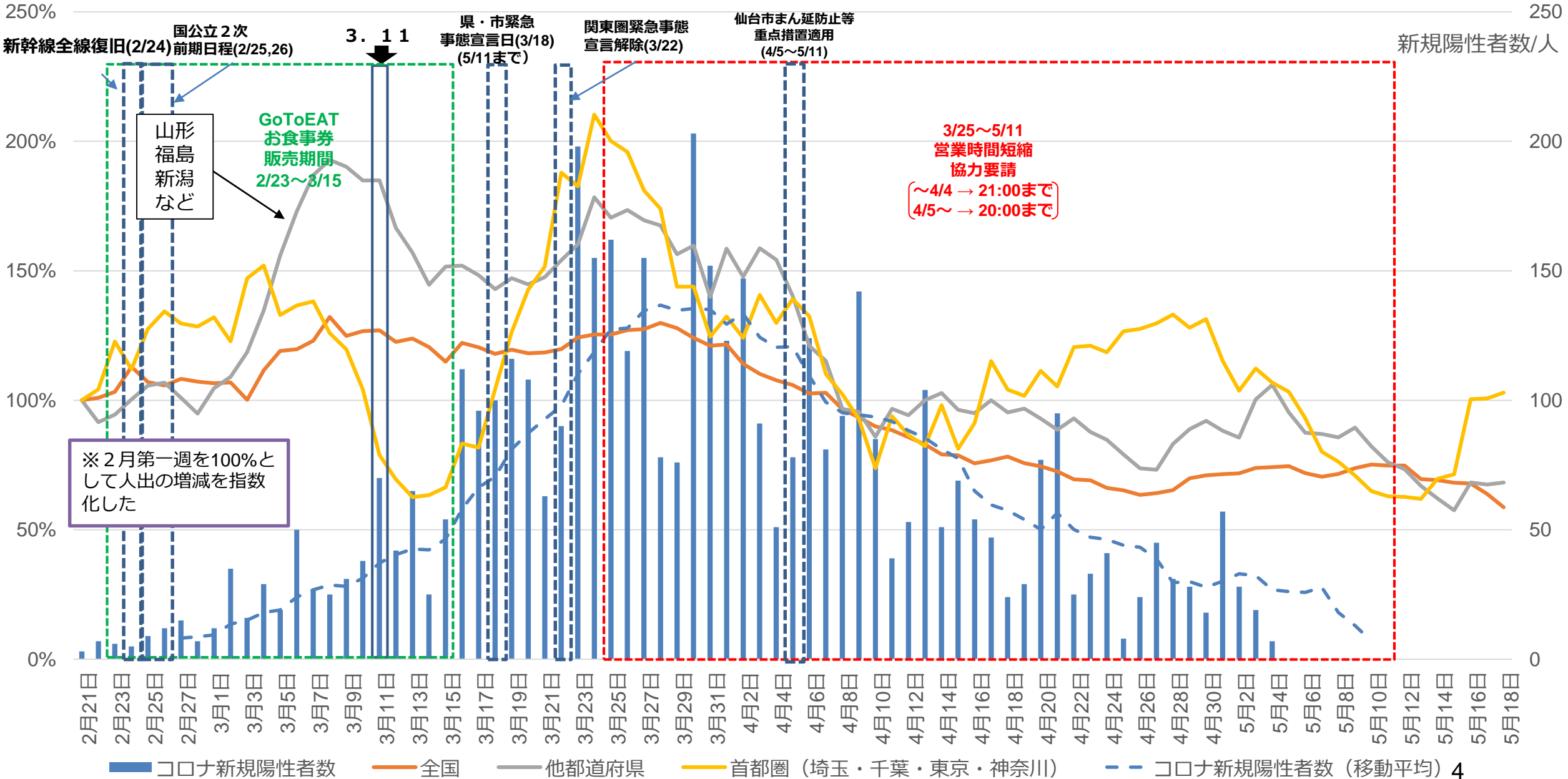
出典: (株) Agoop



国分町夜間の人流（指数）と新型コロナ新規陽性者数（7日間平均）比較

「人流を2週間後ろにスライドしたもの」

出典: (株) Agoop



「重点措置」解除に伴う新たな取組について（リバウンド対策の強化）

- 現在の新規感染者・病床の逼迫状況等は「重点措置」適用前に比べ一定の落ち着き
→ 他方、「重点措置」の解除が**感染再拡大（リバウンド）**の引き金とならないよう**新たな対策**を講じる必要あり

【リバウンドのトリガーとなり得る要素】

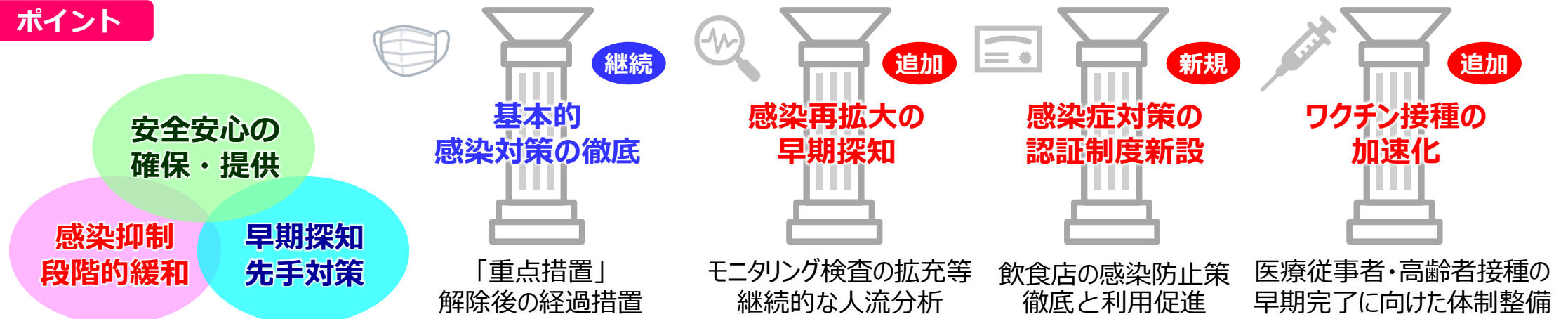


5/12以降の取組

- 3/18発令の県・仙台市独自の「緊急事態宣言」は継続しつつ、**リバウンド対策の強化**に取り組む
→ 特に**5月31日まで**を「**リバウンド防止徹底期間**」に設定し、以下の「**対策パッケージ**」を順次展開していく

リバウンド防止対策パッケージ（4本柱）

ポイント



基本的感染対策の徹底



対策①

期間	<u>令和3年5月12日から同年5月31日まで（リバウンド防止徹底期間）</u>	対象区域	宮城県全域
対策の概要	<u>「重点措置」解除に伴う経過措置</u> （基本的対処方針見直し等に伴う対策の追加等を含む）		

対象	地域	主な協力依頼内容	～5/11との比較
県民	県内全域	県外との不要不急の移動自粛（特に感染拡大地域）、 <u>飲食を伴う</u> 行事の自粛、感染対策不徹底・時短要請に応じない飲食店等利用の自粛、感染リスクの高い行動の自粛（路上・公園等での集団飲酒）等	実質変更なし
イベント	県内全域	開催制限（ <u>5,000人か収容率50%のいずれか大きい方</u> ）、ガイドラインの遵守、追跡対策等	開催制限緩和
飲食店	<u>仙台市内</u>	<u>接待を伴う飲食店等・酒類を提供する飲食店等</u> に対する営業時間短縮（午前5時-午後8時 ※酒類の提供は午前11時-午後7時）の協力要請	法24条9項に基づく要請へ変更
	県内全域	感染防止対策徹底（マスク会食・アクリル板・カラオケ設備利用自粛）等	法24条9項に基づく要請
その他の施設	県内全域	入場者整理・感染防止対策徹底・業種別ガイドライン遵守等	仙台市内の施設に対する時短営業緩和
事業者		感染防止対策の徹底、テレワーク徹底等による出勤者数減	実質変更なし
大学等		マスク会食の徹底、感染防止と学修機会の確保との両立等	実質変更なし

※ 下線部の内容は、「重点措置」解除及び5/7の基本的対処方針見直しに伴い変更等したもの

県民に対する要請等（新旧対照表）



対策①

「重点措置」適用期間（5/11まで）	リバウンド防止徹底期間（5/12-31）
○ 不要不急の外出や移動を自粛すること、近場の外出でも三密を避けること	○ <u>外出・移動の際には「三密」・「5つの場面※」等の回避や、マスク着用・手指衛生等の基本的な感染対策を徹底すること</u>
○ 県外との不要不急の移動、特に緊急事態措置地域等（首都圏・関西圏・愛知県・愛媛県・沖縄県）との往来は延期・自粛すること	○ 県外との不要不急の移動、特に <u>緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域等</u> との往来は延期・自粛すること
○ 特に混雑する時間帯や混雑する場所へは、できるだけ行かないようにすること	同左（継続）
○ 営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと（特措法第31条の6第2項）	○ <u>感染対策が徹底されていない飲食店等や、時短要請に応じない飲食店等の利用（宅配・テイクアウトを除く）を控えること</u>
○ 感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を自粛すること	
○ 年度初めにおける行事（歓送迎会・新歓コンパ・飲食を伴う謝恩会や花見など）の開催を自粛すること	○ 飲酒を伴う多人数や長時間におよぶ会食・ <u>行事</u> を自粛すること、会話の際のマスク着用を徹底すること、飲酒を伴わない場合も注意すること
○ 飲酒を伴う多人数や長時間におよぶ会食を自粛すること、会話の際のマスク着用を徹底すること、飲酒を伴わない場合も注意すること	
○ 飲食店の求める感染防止策に積極的に協力すること	同左（継続）
○ 路上・公園等における集団での飲酒など感染リスクの高い行動を自粛すること	同左（継続）

※ 感染リスクが高いとされる、①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間におよぶ飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり

イベント主催者等に対する要請等 (新旧対照表)



対策①

「重点措置」適用期間 (5/11まで)	リバウンド防止徹底期間 (5/12-31)												
○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ (COCOA) , みやぎお知らせコロナアプリ (MICA) の導入・名簿作成などの追跡対策を徹底すること	同左 (継続)												
○ 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、県に事前に相談すること	同左 (継続)												
○ 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要数上限の見直し等を行った場合には、国に準じて対応すること	同左 (継続)												
○ 以下の収容率・人数上限のいずれか 低い方	○ 以下の収容率・人数上限のいずれか 低い方												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #cccccc;">収容率</th> <th style="background-color: #cccccc;">人数上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 大声での歓声、声援がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 飲食を伴うが発声がないもの※1 100%以内 (席がない場合は適切な間隔) </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 大声での歓声、声援が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等 50%※2以内 (席がない場合は十分な間隔) </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">5,000人</td> </tr> </tbody> </table>	収容率		人数上限	大声での歓声、声援がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 飲食を伴うが発声がないもの ※1 100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	大声での歓声、声援が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等 50%※2以内 (席がない場合は十分な間隔)	5,000人	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #ffffcc;">収容率</th> <th style="background-color: #ffffcc;">人数上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 大声での歓声、声援がないことを前提とするもの ・(同左) 飲食を伴うが発声がないもの※1 100%以内 (同左) </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 大声での歓声、声援が想定されるもの ・(同左) 50%※2以内 (同左) </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"> 5,000人 又は 収容定員50%以内のいずれか大きい方 </td> </tr> </tbody> </table>	収容率		人数上限	大声での歓声、声援がないことを前提とするもの ・(同左) 飲食を伴うが発声がないもの ※1 100%以内 (同左)	大声での歓声、声援が想定されるもの ・(同左) 50%※2以内 (同左)	5,000人 又は 収容定員50%以内のいずれか大きい方
収容率		人数上限											
大声での歓声、声援がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 飲食を伴うが発声がないもの ※1 100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	大声での歓声、声援が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等 50%※2以内 (席がない場合は十分な間隔)	5,000人											
収容率		人数上限											
大声での歓声、声援がないことを前提とするもの ・(同左) 飲食を伴うが発声がないもの ※1 100%以内 (同左)	大声での歓声、声援が想定されるもの ・(同左) 50%※2以内 (同左)	5,000人 又は 収容定員50%以内のいずれか大きい方											
<p>【共通の取扱い】</p> <p>※1 「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、上記のとおり取り扱うことを可とする。</p> <p>※2 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。</p>													

飲食店等に対する要請等【仙台市内】 (新旧対照表)



対策①

「重点措置」適用期間 (5/11まで)	リバウンド防止徹底期間 (5/12-31)
○ 全ての飲食店等に対する 午前5時から午後8時までの時短要請 (法31条の6第1項) (※宅配・テイクアウトを除く)	○ <u>接待を伴う飲食店等※1、酒類を提供する飲食店等※2</u> に 対する午前5時から午後8時までの営業時間短縮 (<u>法24条9項</u>) (※宅配・テイクアウトを除く)
○ 酒類提供は午前11時から午後7時まで (法31条の6第1項)	同左 (<u>法24条第9項</u>)
○ 利用者へのマスク会食実施の周知、正当な理由なく応じない 利用者の入場禁止 (退場を含む) (法31条の6第1項)	同左 (<u>法24条第9項</u>)
○ アクリル板の設置等 (法31条の6第1項)	同左 (<u>法24条第9項</u>)
○ 従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、 発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、 事業所の消毒、施設の換気等 (法31条の6第1項)	同左 (<u>法24条第9項</u>)
○ カラオケ設備の利用自粛 (飲食を主業とする店舗) (法31条の6第1項)	同左 (<u>法24条第9項</u>)
○ CO ₂ センサーの設置 (法24条第9項)	同左 (継続)
○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底 (法24条第9項)	同左 (継続)

※1 食品衛生法上の営業許可を取得している店舗等であって、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗

※2 食品衛生法上の営業許可を取得しているカラオケ店等を含む。なお、「酒類の提供」には利用者による酒類の店内持ち込みを含むものとする。

飲食店等に対する要請等【仙台市外】 (新旧対照表)



対策①

「重点措置」適用期間 (5/11まで)	リバウンド防止徹底期間 (5/12-31)
○ ①接待を伴う飲食店等※1、酒類を提供する飲食店等※2に対する午前5時から午後9時までの時短要請 (法24条第9項) (※宅配・テイクアウトを除く)	終了
○ 利用者へのマスク会食実施の周知、正当な理由なく応じない利用者の入場禁止 (退場を含む) (法24条第9項)	同左 (継続)
○ アクリル板の設置等 (法24条第9項)	同左 (継続)
○ 従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気等 (法24条第9項)	同左 (継続)
○ カラオケ設備の利用自粛 (飲食を主業とする店舗) (法24条第9項)	同左 (継続)
○ CO ₂ センサーの設置 (法24条第9項)	同左 (継続)
○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底 (法24条第9項)	同左 (継続)

※1 食品衛生法上の営業許可を取得している店舗等であって、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗

※2 食品衛生法上の営業許可を取得しているカラオケ店等を含む

その他の施設に対する要請等【県内全域】

(新旧対照表)



対策①

「重点措置」適用期間 (5/11まで)	リバウンド防止徹底期間 (5/12-31)
<p>(対象施設①) 全ての施設・店舗等</p> <p>(協力依頼内容①)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒等の励行、施設の換気等の感染防止対策 ○ 国の接触確認アプリ (COCOA) , みやぎお知らせコロナアプリ (MICA) の導入・名簿作成などの追跡対策の徹底 ○ 業種別ガイドラインの遵守 <p>→ 特に「5つの場面」・「三密」のある施設については、これらの感染防止対策を徹底すること</p>	<p>同左 (「重点措置」適用前の協力依頼内容を継続)</p>
<p>(対象施設②) 仙台市内の運動施設、遊技場、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、博物館、美術館又は図書館 ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分に限る) 遊興施設※¹、物品販売業を営む店舗※² (1,000m²超) サービス業を営む店舗※² (1,000m²超)</p> <p>(協力依頼内容②)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 仙台市内の上記施設に対する午前5時から午後8時までの時間短縮営業 (酒類の提供は午前11時から午後7時まで) 	<p>終了</p>

※1 遊興施設のうち、ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は協力依頼の対象外。

※2 生活必需サービスを除く。

その他の協力依頼内容【県内全域】

(新旧対照表)



対策①

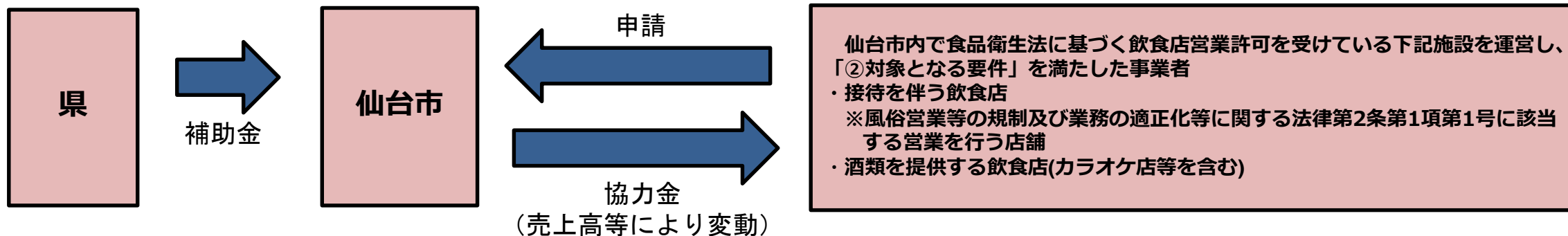
	「重点措置」適用期間 (5/11まで)	リバウンド防止徹底期間 (5/12-31)
事業者への協力依頼	○ 従業員等に対し、時短要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること	同左 (継続)
	○ 職場でのクラスター発生を踏まえ、休憩時間も含めた感染防止対策を徹底すること	○ 職場でのクラスター発生を踏まえ、休憩時間や社員寮等の <u>集団生活の場</u> も含めた感染防止対策を徹底すること
	○ 従業員等に対し、歓送迎会、宴会を伴う花見、研修時の懇親会を控えるよう求めること	○ 従業員等に対し、 <u>飲食を伴う懇親会等</u> を控えるよう求めること
	○ 「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、テレワークを更に徹底すること。出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること。特に、緊急事態措置の実施期間においては、緊急事態措置区域等への出勤について、テレワークの活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の減に努めること。	○ 「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、テレワークを更に徹底すること。出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること。
大学等への協力依頼	○ 学生に対し、時短要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること	同左 (継続)
	○ 学生に対し、歓送迎会、宴会を伴う花見を控えるよう求めること	○ 学生に対し、 <u>飲食を伴う行事等</u> を控えるよう求めること
	○ 感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的实施等により学修機会を確保すること	同左 (継続)
	○ 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策等について、学生等に注意喚起を徹底すること	同左 (継続)
	○ 年度当初に行われる行事(入学式等)は、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討すること	○ <u>学校内での行事は</u> 、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討すること

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（案）

（令和3年5月12日午後8時～令和3年6月1日午前5時要請分）

仙台市全域を対象として、下記の対象となる施設を運営する事業者に対し、令和3年5月12日午後8時から令和3年6月1日午前5時までの間、午前5時から午後8時までの営業時間短縮の要請に全面的に御協力いただいた場合に、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を支給いたします。

【①実施スキーム】



【②対象となる要件】

- ◎ 令和3年5月11日以前から開業しており、令和3年5月12日午後8時から令和3年6月1日午前5時までの期間中に午前5時から午後8時までの時間短縮営業に全面的に御協力いただくこと。
- ◎ 「新型コロナ対策実施中ポスター」の取得及び掲示等
- ※酒類の提供は、午前11時から午後7時までに限る。 ※従前より、午前5時から午後8時までの時間の範囲内で営業している店舗は要請対象外。
- ※感染状況によっては、6月1日以前に営業時間短縮要請が解除される場合があります。

【③1日当たり単価の変更】

要請期間	1日当たり単価
4/5～5/6	4～10万円/日
5/6～5/12	3～10万円/日
5/12～6/1	2.5～7.5万円/日

【④支給額の単価】

		前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
		～83,333円	83,334～250,000円	250,001円～
中小企業者	A売上高による方法	2.5万円/日	2.5～7.5万円/日 (1日の売上高の3割)	7.5万円/日
	B売上高減少額による方法	売上高減少額×0.4(上限額20万円 [※])/日		
大企業(売上高減少額による方法)		売上高減少額×0.4(上限額20万円 [※])/日		

注)ただし、20万円又は前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額が支給額単価の上限となります。

※中小企業はA又はBのいずれかの算定方法を選択可 ※協力金の支給額は、1施設あたり1日単価×20日間となります。

※感染状況が落ち着くなどして要請期間が短縮された場合には、短縮された日数に応じて支給額も変更となります。

1 モニタリング検査

- 4月以降、仙台市中心部の駅などでモニタリング調査を実施（5日間で約1300キットを配布）
- まん延防止等重点措置解除後は、大学や大型集客施設など検査地点を追加して実施し、リバウンドの端緒をとらえて早期対応につなげます。

3 変異株の検査体制の充実

- 地方衛生研究所における検査頻度の増加、民間検査機関活用による検査の拡充、県と東北大学の連携による遺伝子解析の実施等により変異株陽性者の把握に努め、感染拡大への早期対応につなげます。
- 県民への変異株感染者数等の情報提供に努め、感染拡大への注意喚起を行います。

2 高齢者施設の職員等の頻回検査

- 4月以降、1週間に1回程度の頻度で入所型の高齢者施設・障害者施設の職員を対象に検査を実施（4月末までに県全体で569施設22,956人分の検査体制を構築済み）
- まん延防止等重点措置解除後も6月まで頻回検査を継続し、職員の感染を迅速に察知することで、高齢者施設等での感染拡大を未然に防ぎます。

4 中心市街地飲食店従業員の集中検査(仙台市)

- 中心市街地の飲食店従業員を対象に措置区域であった仙台市において集中的にPCR検査を実施（1000店舗の約5千人を対象に実施）

(仮) **選ぶ！ 選ばれる！！ みやぎ 飲食店 コロナ対策認証制度**

1. ポイント

- 飲食店利用時の「**県民の安心**」と飲食店の「**利用促進**」を図るため、県独自の認証制度を新設。
- 感染防止のための基準を設け、県が**第三者による認証**として**1店1店を現地調査**し、確認・助言。
- 認証店として感染防止策を講じるための支援と、認証店の利用促進のためのインセンティブをセットで提供。

2. 新たな認証制度

5/20頃受付開始予定

1

申請

- ✓ 業種別ガイドライン等を踏まえ、安心して利用できる基準をより具体的に設定。

参考：現行ポスター制度

- 22項目の概括的な基準

2

現地調査・助言

- ✓ コロナ対策指導員が、1店1店、現地調査を行い、基準への適合状況をチェック。
- ✓ 不十分であれば相談に乗り、解決。



- 原則として自己申告（一部抽出現地調査）

3

認証

- ✓ 基準をクリアした店は、認証マークを掲示し、認証店として利用客へアピール。



- むすび丸ポスター

3. 支援策

- 飲食店が認証を取得するために必要な環境整備への支援や認証店の利用促進に向けた消費喚起策などを検討。



ワクチン接種の加速化について

県の支援

- 接種人材の確保に向けた、医師会、公立病院、看護協会等と市町村との円滑な橋渡し
- 総務省、厚生労働省通知に基づく、接種の加速化に向けた迅速な対応
- 接種後の副反応に対応するコールセンターの設置（R3.3.30）

市町村の接種体制等一覧

(5月7日時点情報)

市町村名	(1) 接種券発送・接種開始時期			(2) 接種形態				(3) 予約方法				
	接種券 発送開始日	高齢者接種券 発送方法	高齢者接種 開始(予定)日	接種形態	集団	個別	備考	CC	Web	個別	他	備考
仙台市	3月31日	一斉送付	4月20日	集団・個別接種併用	22	400	個別接種会場は400箇所超で調整中	○	○	○		
石巻市	4月9日	段階的送付	4月13日	集団・個別接種併用	8	48		○	○			
塩竈市	4月8日	段階的送付	4月23日	集団接種	4	-		○	○			
気仙沼市	4月26日	一斉送付	5月11日	集団・個別接種併用	5		個別接種会場調整中	○				
白石市	4月26日	段階的送付	4月26日	集団・個別接種併用	1		個別接種会場調整中	○				
名取市	4月13日	段階的送付	4月26日	集団・個別接種併用	1	24		○				
角田市	4月16日	段階的送付	4月26日	集団・個別接種併用	1	7		○			○	高齢者向け接種は、意向確認調査を行い先着順予約
多賀城市	4月16日	段階的送付	5月20日	集団接種	1	-		○	○			
岩沼市	3月31日	一斉送付	4月21日	集団・個別接種併用	1	16		○	○			
登米市	3月29日	一斉送付	4月19日	集団・個別接種併用	20	16		○	○			
栗原市	4月16日	一斉送付	4月19日	個別接種	-	32				○		
東松島市	3月31日	一斉送付	4月19日	集団・個別接種併用	5	21		○		○		
大崎市	4月12日	段階的送付	4月19日	集団・個別接種併用	10	50		○	○			
富谷市	4月12日	段階的送付	4月27日	集団・個別接種併用	3	31	富谷黒川4市町村で会場を共同設置	○	○	○		
蔵王町	4月19日	段階的送付	5月11日	集団接種	1	-		○	○			
七ヶ宿町	4月19日	一斉送付	5月6日	集団・個別接種併用	1	1					○	接種日毎地域指定のため予約不要。変更時は電話予約
大河原町	4月13日	一斉送付	4月28日	集団・個別接種併用	1	9		○		○		
村田町	4月14日	一斉送付	5月6日	集団接種	1			○		○		
柴田町	4月12日	段階的送付	4月26日	集団・個別接種併用	1		個別接種会場調整中	○				
川崎町	4月20日	一斉送付	5月10日	集団・個別接種併用	1	2		○		○		
丸森町	4月21日	段階的送付	5月11日	個別接種		4		○	○			
亘理町	4月9日	一斉送付	4月26日	集団・個別接種併用	1	14		○	○			
山元町	5月7日	段階的送付	5月26日	集団接種	1	-		○			○	高齢者向け接種は、事前意向調査を本予約として対応
松島町	4月9日	段階的送付	5月7日	集団接種	1	-		○			○	接種日指定。変更希望等はコールセンター
七ヶ浜町	4月2日	段階的送付	5月11日	集団接種	1	-		○	○		○	窓口予約
利府町	4月12日	段階的送付	5月11日	集団接種	1	-		○	○			
大和町	4月12日	段階的送付	4月27日	集団・個別接種併用			富谷黒川4市町村で会場を共同設置	○	○	○		
大郷町	4月12日	段階的送付	4月27日	集団・個別接種併用			富谷市の設置数を参照	○		○		
大衡村	4月12日	段階的送付	4月27日	集団・個別接種併用				○		○		
色麻町	4月14日	一斉送付	5月11日	集団接種	1	-		○	○			
加美町	4月7日	段階的送付	4月26日	集団接種	3	-	ほか高齢者施設訪問対応機関1	○	○			
涌谷町	4月12日	一斉送付	5月6日以降	集団・個別接種併用	1	4		○		○		
美里町	3月30日	一斉送付	4月26日	集団・個別接種併用	1	7		○	○			
女川町	5月6日	段階的送付	5月14日	集団・個別接種併用	6		当初集団接種のみ、後に併用検討				○	健康福祉課健康対策係（保健センター）で対応
南三陸町	3月29日	一斉送付	5月下旬	集団・個別接種併用	1		個別接種会場調整中	○			○	高齢者向け接種では、はがき申込み
	3月中発送	6	一斉送付	15	4月開始	20	集団接種	10	106	686		
	4月中発送	27	段階的送付	20	5月開始	15	個別接種	2	合計	合計		
	5月中発送	2					集団・個別併用	23				

CC:コールセンター

Web: インターネット予約

個別: 接種会場直接

まん延防止等重点措置解除後の県立学校の部活動等について

政府の決定により、宮城県における、まん延防止等重点措置を実施すべき地域としての指定は解除されたが、今後も引き続き、変異株の広がりにも注意しつつ、リバウンド防止に取り組む必要がある。

このことから、県立学校の部活動については、「部活動での指導ガイドライン（平成 30 年 3 月発行宮城県教育委員会）」を踏まえた各校のガイドラインの内容を遵守するとともに、専門家の助言等（※）を踏まえた感染予防対策を徹底した上での活動とする。

また、県高校総合体育大会や県高校総合文化祭に向けた練習試合等については、大会におけるけがの防止などの観点から、その必要性を十分に検討した上で、県内の学校間において必要最小限の範囲で可能とする。

その場合においては、専門家が指摘している

- ①健康チェックをより徹底すること
- ②参加校や参加生徒の地域の感染状況を確認して対応すること
- ③濃厚接触者の判明等、感染拡大の恐れがあることが明確になった場合は即時に中止すること

に、特に留意し、生徒たちがこれまで培ってきた日頃の成果を充分発揮する大きな場である高総体、高総文祭が万全の状態で行えるよう高い意識を持って対応する。

なお、県内の感染状況によっては方針を変更する場合がある。

※ 部活動場面の感染予防対策 ～専門家からの主な助言～

- 体調不良時は活動に参加しない等、休むことのできる環境づくり
 - ・体調不良や症状がある生徒や教職員は参加しない・参加させない。
 - ・自己申告に加えた生徒同士や教職員による健康観察
- 体調不良者の発生を迅速に情報共有する体制づくり
 - ・客観的な身体症状等の健康チェックや体温計測等の確認
 - ・活動開始前には、健康状態に問題がないことを相互で確認する。
- トレーニング室における感染予防の再徹底
 - ・換気の徹底 ・対人距離の確保 ・使用後は共用部分を消毒する。
 - ・できる限りマスクを着用し、会話を控える。
- 活動の前後の予防対策の徹底
 - ・着替え時や部活動の開始前と終了後も継続してマスクを着用する。
 - ・マスクの着用ができないときは距離を取り、会話を控える。
- 他校と練習試合を行う場合の留意点
 - ・参加校や参加生徒が含まれる地域及び近隣地域の流行状況を確認する。
 - ・感染リスクに注意するなど、危機管理体制を確立する。
 - ・感染拡大の恐れがある場合においては、活動を自粛する。